

国際法学会の会員各位

「2020年度からの国際法学会会費郵便振込手数料負担者の変更について」

2019年8月1日

国際法学会代表理事 浅田正彦  
事務局長 真山 全

2019年4月1日より国際法学会事務委託先が学協会サポートセンター（以下、センターという）から学会支援機構（以下、機構という）に変わりました。委託先変更作業についても会員各位から多大の御支援と御協力を賜り、御礼申し上げます。

委託先変更の際し、機構から学会会費振込取扱票を青の用紙（振込手数料振込人負担）とするよう要請されております。御承知の通り、前委託先のセンターでは赤の用紙（振込手数料学会負担）で対応していましたが、新委託先の機構は、会計システム上の事情から青用紙を使用してほしいとのことです。

この問題を代表理事及び事務局で検討した結果、以下の理由から、2020年度分より青用紙に変更するのが最も合理的ではないかということになりました。既に理事会及び評議員会の了解を得、さらに今般、会員各位に2020年度からの青用紙変更をお伝え申し上げたく連絡を差し上げた次第です。本件は研究大会時開催の総会でも説明をいたします。

1. 機構が受託している全学会について青用紙で会計処理がなされている。国際法学会だけで赤用紙を使用すると余計な処理料が発生し、委託料が高くなる。
2. 郵便振込手数料は2018年度迄の窓口130円(ATM80円)から2019年度以降は窓口200円(ATM150円)と値上げされるため、赤用紙を引き続き使用し、手数料を学会負担のまますると学会財政への圧迫度合が大きくなる。新委託先への変更に伴い、委託経費が幾らか増えていることも併せ考え、手数料学会負担はこの機会に改めることが妥当ではないか。
3. 委託先変更がなされる2019年度から青用紙に変え、手数料会員負担に変更することも考えられ、現行会員規程上それは可能と思料されるが(会員規程第5条1及び2で一般会員と学生会員の「会費」は各々年間1万円と7千円と定められ、そこには手数料を含まないとも解せる)、会員への直接の十分な説明をしてからにすべきである。このため2019年度の理事会、評議員会及び総会で所要の説明を行い、理解を得た上で2020年度からの変更としたい。なお、2019年度は赤用紙を使用することから生じる余計な処理料は、交渉の結果、2020年度からの青用紙変更を条件に機構が負担してもよいということになった。

本件に関しては、現実的には他に選択肢がない状態で、何卒御了解下さいますようお願いいたします。

(了)